

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 国税庁長官は、酒類業組合等の名称例外承認申請書等の様式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができることとする。(第17条関係)
- 2 この省令は、令和8年9月1日から施行することとする。(附則関係)